地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公告

このたび幌加内町の一部を受益地域とする土地改良(母子里地区(区画整理))事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年10月17日

申請人 雨竜郡幌加内町字母子里8281番地 母子里農場株式会社 代表取締役 馬 場 勇 二

申請人 名寄市風連町字中央753番地

村 角 謙 二

- 1 縦覧について
 - (1) 関係書類の名称土地改良事業計画概要書
 - (2) 縦覧期間 令和7年10月17日から令和7年11月6日まで
 - (3) 縦覧場所幌加内町のウェブサイトにて
- 2 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先

ア 郵便 〒074-0492

雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

幌加内町役場 産業課内

道営土地改良事業(母子里地区)

申請人代表 馬場勇二

イ ファクシミリ

 $0\ 1\ 6\ 5 - 3\ 5 - 2\ 1\ 2\ 7$

ウ 電子メール

soumu1@town.horokanai.hokkaido.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月6日(必着)

- (3) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して 個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。
 - エ 提出先 (電子メール) の件名は「道営土地改良事業母子里地区 意見書の提出」とする。